

議案第 9 号

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年 2 月 1 4 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例（平成21年川崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表10の項を次のように改める。

10	大師橋駅前地区 整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された大師橋駅前地区地区計画において地区整備計画が定められた区域	A地区 B地区
----	-------------------	--	------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

産業道路駅前地区整備計画区域の名称を大師橋駅前地区整備計画区域に変更し、及び大師橋駅前地区地区計画の区域のうち、A地区内における建築物等の形態意匠について、当該地区計画において定められた形態意匠の制限に適合しなければならないこととするため、この条例を制定するものである。